

熊本大学大学院自然科学研究科学位細則

(趣 旨)

第1条 この規則は、熊本大学大学院自然科学研究科(以下「本研究科」という。)における学位論文の審査等に関し、必要な事項を定める。

(理学博士又は工学博士の授与)

第2条 削除

(学位論文の提出資格等)

第3条 本研究科に在学する者で、学位論文の審査を受けることができるものは、本研究科に2年以上在学し、8単位以上を修得し、かつ、研究指導委員会による学位論文の予備検討を受けたものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、この限りでない。

2 熊本大学学位規則(以下「学位規則」という。)第3条第5項の規定により、博士課程を経ない者で、論文を提出し、本研究科に係る博士の学位を申請することができるものは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者
- (2) 大学院の修士課程を修了した後、4年以上の研究歴を有する者
- (3) 大学を卒業した後、7年以上の研究歴を有する者
- (4) その他教授会が認めた者

3 前項第2号及び第3号の研究歴とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 大学又は大学院の専任教員として研究に従事した期間
- (2) 大学又は大学院の研究生として研究に従事した期間
- (3) 大学院の学生として在学した期間
- (4) 官公庁、会社等において研究に従事した期間
- (5) その他教授会が認めた期間

(学位申請資格審査委員会)

第4条 前条第2項に規定する学位申請資格の有無を審査するため、本研究科に学位申請資格審査委員会を置く。

2 学位申請資格審査委員会は、研究科長及び本研究科の各専攻から選出された教授各1人をもって組織する。

(学位論文等の提出)

第5条 本研究科に在学する者が、学位論文の審査を受けようとするときは、教授会が指示した期日までに、次に掲げる書類等を提出しなければならない。

- (1) 学位論文 3部 (正本1部、副本2部)
 - (2) 論文要旨 3部
 - (3) 論文目録 3部
 - (4) その他参考論文等 各1部
- 2 博士課程を経ない者が、本研究科に係る博士の学位を申請するときは、次に掲げる書類等を提出しなければならない。
- (1) 学位申請書 2部
 - (2) 学位論文 3部 (正本1部、副本2部)
 - (3) 論文要旨 3部
 - (4) 論文目録 3部
 - (5) 履歴書 3部
 - (6) その他参考論文等 各1部
- (審査委員会)

第6条 学位規則第7条及び熊本大学大学院自然科学研究科規則第14条第1項に規定する審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 提出された学位論文の内容に関係の深い学術領域の教授、准教授又は講師(研究指導委員に限る) 2人以上
 - (2) 前号以外の学術領域の教授 1人以上
- 2 前項第1号に規定する審査委員に他の研究科若しくは教育部又は他の大学院若しくは、研究所等の教員等を加えることができる。
- 3 審査委員会に主査を置き、委員の互選によって定める。
- 4 審査委員会が、次条の特別審査委員会の審査の必要があると認めるときは、特別審査申請書(別紙様式1)により研究科長に申請するものとする。
- (特別審査委員会)

第7条 研究科長は、学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称を判定させるために特別審査委員会を置く。

- 2 特別審査委員会は、研究科長が指名する6人以上の委員をもって組織する。
- 3 特別審査委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 特別審査委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。
- 5 特別審査委員会は、構成員の3分の2以上の賛成により、学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称を判定する。
- 6 特別審査委員会は、審査を終了したときは、その結果を特別審査結果通知書(別紙様式2)により、研究科長を経て、審査委員会に通知するものとする。

(試 験)

第8条 熊本大学大学院学則第48条第1項に規定する最終試験及び学位規則第8条第1項に規定する試験は、筆記又は口頭により行う。

(試 問)

第9条 学位規則第8条第2項に規定する試問は、提出された学位論文の内容に関係の深い学術領域の専門科目及び専門の学術研究を行うために必要な外国語について、筆記又は口頭により行う。

(論文発表会)

第10条 審査委員会は、学位論文の発表会を開催することがある。

(論文審査等の結果の報告)

第11条 学位規則第11条の報告は、学位審査報告書(別紙様式3) によるものとする。

附 則

この細則は、平成4年4月1日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

この細則は、平成21年4月1日から施行する。